

2021年4月13日

各 位

会社名 株式会社 ハローズ
代表者名 代表取締役社長 佐藤 利行
(コード番号:2742 東証第一部)
問合せ先 取締役副社長 佐藤 太志
(電話番号 086-483-1011)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年4月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2021年5月27日に開催予定の第63回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行及び役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」及び「監査等委員会設置会社移行後の人事及び組織変更に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 変更の目的

- (1) 監査等委員会を設置し、監査を行う役員に取締役会における議決権を与えることで、より一層監査及び監督機能を強化するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規程の新設、監査役会及び監査役に関する規程の削除を行うものであります。併せて、監査役の責任免除の規程の削除に伴う経過措置として附則を設けるものとします。
- (2) 資本政策及び配当政策の実施を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨の変更を行うものであります。
- (3) 取締役会から取締役への権限委譲を進めることにより、意思決定・業務執行の機動性を向上させ、更なる経営の効率性向上と業務執行に対する監督機能の強化を図るものであります。
- (4) 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、字句の修正、明確化のための文言の調整の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更の為の定時株主総会開催日（予定）	2021年5月27日
定款変更の効力発生日（予定）	2021年5月27日

以上

別紙

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)から(19) 略 <u>(20)労働者派遣事業</u> <u>(21)各種企業の経営指導及び業務委託</u> <u>(22)資源等のリサイクル業</u> <u>(23)前各号に付帯する一切の事業</u></p> <p>(新設)</p> <p>(公告方法) 第4条 (条文略) (発行可能株式総数) 第5条 (条文略) (自己の株式の取得) 第6条 (条文略) (単元株式数) 第7条 (条文略) (単元未満株式についての権利の制限) 第8条 (条文略) (株主名簿管理人) 第9条 (条文略) (株式取扱規則) 第10条 (条文略) (基準日) 第11条 (条文略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招 集) 第12条 (条文略)</p> <p>(招集権者及び議長) 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>代表取締役社長</u>が招集する。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。 2 株主総会においては、<u>代表取締役社長</u>が議長となる。<u>代表取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 (条文略)</p> <p>(決議の方法) 第15条 (条文略) (議決権の代理行使) 第16条 (条文略) (議事録) 第17条 (条文略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役会の設置) 第18条 当社は、取締役会を置く。</p> <p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、11名以内とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)から(19) 略 (20)<u>自社電子マネー (ハロカ) 取扱業</u> <u>(21)労働者派遣事業</u> <u>(22)各種企業の経営指導及び業務委託</u> <u>(23)資源等のリサイクル業</u> <u>(24)前各号に付帯する一切の事業</u></p> <p>(機関) 第4条 当社は監査等委員会設置会社とし、<u>株主総会及び取締役</u>のほか、次の機関を置く。 <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査等委員会</u> <u>(3) 会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第5条 (条文略) (発行可能株式総数) 第6条 (条文略) (自己の株式の取得) 第7条 (条文略) (単元株式数) 第8条 (条文略) (単元未満株式についての権利の制限) 第9条 (条文略) (株主名簿管理人) 第10条 (条文略) (株式取扱規則) 第11条 (条文略) (基準日) 第12条 (条文略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招 集) 第13条 (条文略)</p> <p>(招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役社長</u>が招集する。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。 2 株主総会においては、<u>取締役社長</u>が議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 (条文略)</p> <p>(決議の方法) 第16条 (条文略) (議決権の代理行使) 第17条 (条文略) (議事録) 第18条 (条文略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を含む。</u>) は、<u>15名以内とする。</u> <u>2 当社の監査等委員である取締役は、3名以上とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の選任) 第20条 当社の取締役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度の最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議によって、<u>代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会はその決議によって、<u>取締役の中から代表取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役社長が招集し、議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、<u>各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第25条 (条文略)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の選任) 第20条 当社の取締役は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)<u>と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)<u>の任期は、選任後1年以内</u>に終了する事業年度の最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内</u>に終了する事業年度の最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会はその決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から<u>取締役社長1名</u>を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、<u>各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の方法) 第25条 (条文略)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役への委任) 第27条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条5項各号に定める事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規程) 第28条 (条文略)</p> <p>(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 (条文略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役及び監査役会の設置) 第31条 当社は、監査役及び監査役会を置く。</p> <p>(監査役の数) 第32条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第33条 当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期) 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役) 第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役会の招集通知) 第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 (新設)</p> <p>(監査役会の決議の方法) 第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規程) 第29条 (条文略)</p> <p>(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬等は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第31条 (条文略)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(第31条から第35条 削除)</p> <p>(常勤監査等委員) 第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知) 第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会の議事録) 第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその 他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した 監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(監査役会規程) 第39条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもの のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役報酬等) 第40条 監査役報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役責任免除) 第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を忘っ たことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害 賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によっ て免除することができる。 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役 との間に、任務を忘れたことによる損害賠償責任を限定す る契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づ く責任の限度額は法令が規定する額とする。</p>	<p>(監査等委員会の議事録) 第34条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果 並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記 録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署 名する。</p> <p>(監査等委員会規程) 第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定める もののほか、監査等委員会において定める監査等委員会 規程による。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p style="text-align: center;">第 6 章 会 計 監 査 人</p> <p>(会計監査人の設置) 第42条（条文略）</p> <p>(会計監査人の選任) 第43条（条文略）</p> <p>(会計監査人の任期) 第44条（条文略）</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得 て定める。</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 会 計 監 査 人</p> <p>(会計監査人の設置) 第36条（条文略）</p> <p>(会計監査人の選任) 第37条（条文略）</p> <p>(会計監査人の任期) 第38条（条文略）</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同 意を得て定める。</p>
<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度) 第46条（条文略）</p> <p>(新設)</p> <p>(期末配当金) 第47条 当社は、株主総会の決議によって毎年2月末日の最終の 株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者 に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」とい う。）を支払う。</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度) 第40条（条文略）</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第41条 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締 役会の決議により会社法第459条1項各号に定める事項を 決定することができる。</p> <p>(期末配当金) 第42条 当社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記 録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰 余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p>

現行定款	変更案
<p>(中間配当金) 第48条 当社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当</u>（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>(期末配当金等の除斥期間) 第49条（条文略）</p> <p>(新設)</p>	<p>(中間配当金) 第43条 当社は、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、<u>金銭による剰余金の配当</u>（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>(配当金等の除斥期間) 第44条（条文略）</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>(社外監査役の責任限定契約に関する経過措置) 第1条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、2021年2月28日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前までの社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度において免除することができる。</u></p>